

◆資源・環境対策事業

南西諸島マチ類資源回復計画への取り組み

八重山農林水産振興センター 牧野清人

1. 目的

南西諸島マチ類資源回復計画は、沖縄県と鹿児島県が取り組む広域の資源回復計画である。沖縄県でも平成21年度まで2ヶ所の保護区が設定されていたが、22年度以降は5ヶ所の保護区を設定し、その内4ヶ所が期間禁漁、1ヶ所が周年禁漁となっている。特に与那国島南西沖にある沖ノ中ノ曾根は八重山地域の漁業者に関係するものであることから、主に資源管理区域の監視業務を中心に八重山地区での調整を行った。

2. 材料及び方法

平成22年12月から平成23年3月までの間、3回にわたり沖ノ中ノ曾根のマチ類資源保護区において漁業監視業務を行った。監視には与那国漁協所属組合員に用船依頼して、現地まで漁船で移動して行った。この時期は同保護区は禁漁時期（11月～3月）であるため、保護区付近で操業している船を発見した際には、資源保護についての説明と協力依頼を行うこととした。

3. 結果及び考察

第1回監視業務

平成22年12月21日に午前10時30分に久部良漁港を出航した。使用した漁船には船長、船員1名、八重山農林水産振興センター職員1名の合計3名が乗船した。同漁船は約1時間半後の12時に沖ノ中ノソネのマチ類資源保護区付近に到着した。その後現場において約30分にわたり監視を行ったが、水産庁の監視船に遭遇した他は、外国船、県外船並びに県内の漁船の操業はみられなかったため、監視を終了し久部良漁港へ引き返した。

第2回監視業務

平成23年1月19日に与那国漁協所属の漁業者に用船を依頼し、午前8時30分に久部良漁港を出航した。同漁船には船長、船員1名、八重山農林水産振興センター職員2名の合計4名が乗船した。出航して約2時間後の10時30分に沖ノ中ノ曾根のマチ類資源保護区付近に到着した。この時周囲に3隻の船影を確認し、その内の1隻に接近したところ、10時32分に台湾船籍とみられる船を確認した。同船は5t級以上とみられ、遊魚者とみられる乗船者を含め、目視で10人以上が乗船していた。この船に対し、禁漁区であるので退去するよう合図したところ、しばらくして移動を開始した。さらにこの付近で別の台湾船籍とみられる小型漁船を発見した。この船には数名の船員が乗船し、一本釣り漁を行っていた。同じく注意したところ、この漁船はすぐに退去した。さらに20分後、別の台湾船籍とみられる漁船を発見した。同漁船に接近したところ、10t級の漁船で10名以上が乗船し、一本釣り漁を行っていた。同じく退去を促したが15分程停泊していたため、近くで繰り返し合図を送ったところ、ようやく退去を開始した。この間に用船していただいた船長にお願いし、漁協を通じて海上保安庁に状況を伝えていただいた。

その後、11時16分に再度最初に発見した船と遭遇したが、漁協の監視委託を受けた別の与那国漁協組合員の漁船の追跡を受け、禁漁区から退去していったため、追跡を止め、久部良漁港へ引き返し、13時30分に帰港した。

今回の監視において、接近できなかった船も含め、6隻以上の漁船が資源管理区域内で操業していたものとみられ、この経緯については後日県水産課に通達した。

第3回監視業務

平成23年3月9日午後12時30分に久部良漁港を出航した。同漁船には普及員、船長、船員の3名が乗船し、約1時間半後の14時に沖ノ中ノソネのマチ類資源保護区付近に到着した。当日は海上保安庁の監視船が久部良漁港に停泊していた他、同保安庁のセスナ機による巡回が行われていた。

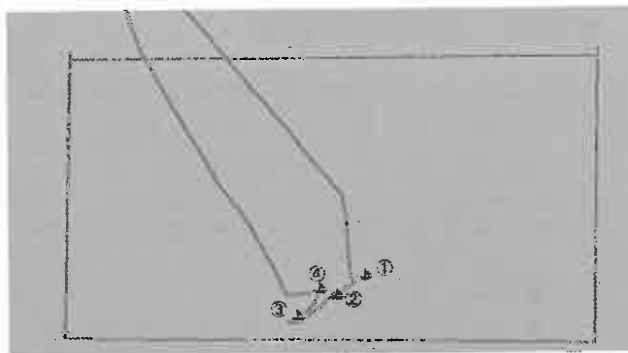
本監視船は現場において約30分にわたり監視を行ったが、県外船並びに県内の漁船の操業はみられなかったため、監視を終了し久部良漁港へ引き返した。久部良漁港到着は16時00分であった。



マチ類保護区監視業務に使用した漁船



マチ類保護区監視業務の航路(12/21)



資源管理区域の拡大図と監視業務を行った航路
(1/19) ①～④は外国船の発見位置を示す



①④の位置で発見した外国船



②の位置で発見した外国船



③の位置で発見した外国船